平成２５年（フ）第７２号
長野県塩尻市大字広丘吉田362番地10
破産者　矢澤　文子
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１０１号
長野県松本市大字笹賀8010番地　幸ハイツＡ202
破産者　奥原　寅行
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２１５４号
愛知県瀬戸市窯町458番地の29
破産者　山川　雄也
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３９号
大阪府貝塚市橋本30番地１　レジデンスファビューⅡ205号、開始決定時の住所大阪府泉佐野市新安松３丁目７番16号
破産者　岩村　芳和
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
大阪府阪南市緑ヶ丘３丁目10番22号
破産者　永井　康夫
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７８７号
広島市中区西平塚町５番19号サンライズ平塚301号、住民票上の住所広島市西区田方２丁目21番１―709号
破産者　植田　和彦
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７９号
広島市佐伯区五日市中央５丁目10番15―302号
破産者　大塚　　晃
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５号
香川県三豊市詫間町松崎1980番地８
破産者　大井しげみ
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第１９６号
福岡県宗像市石丸２丁目19番８―102号、開始決定時の住所熊本市東区戸島西１丁目29番32―407号　トーカンマンション健軍東
破産者　當房　隆男
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３６０号
熊本県玉名市山田1836番地　糠峯団地12棟104号
破産者　中原　敦子
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０５号
大分市大字荏隈1347番地の１伊東コーポ305
破産者　安部　久代
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４号
青森県上北郡東北町字往来ノ上122番地１
破産者　山端　節子
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
静岡県榛原郡吉田町神戸4075番地の７、旧住所静岡県榛原郡吉田町片岡2309番地の２
破産者　宮武　　清
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９０号
静岡県藤枝市青木３丁目４番18号、旧住所静岡県藤枝市郡1086番地の６
破産者　蒔田　信司
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７号
静岡市葵区西瀬名町３番12号、前住所静岡県富士市鮫島546番地の１
破産者　佐野　照子
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第７８号
静岡県富士市長通43番地の１　エミネンスⅠ―105号、前住所静岡県富士市鮫島546番地の１
破産者　佐野　将史
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５５号
愛知県豊橋市曙町字松並38番地の１
破産者　戸澤　伸夫
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４７０号
京都府京田辺市三山木南山23番地１　Ｂ―202
破産者　橋詰　泰幸
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係